

意見募集結果公表資料(個別案件用)

案件名	「第2次亀岡市教育振興基本計画」(案)	公表日	令和4年3月10日
<p>上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お寄せいただいたご意見及びこれに対する亀岡市教育委員会の考え方を以下のとおり公表いたします。</p>			
意見募集期間	令和3年11月1日～令和3年11月30日	意見数	33件
意見の要旨		亀岡市教育委員会の考え方	
<p>課題として 1～7 まで列記されている。それぞれの課題に対して具体的解決(案)が、92ページ最後まで読んでも、見当たらない。各課題に対しての具体的課題解決(案)を明示し、その解決進捗を評価する方法も市民に公開し、進捗度の見える化をホームページ上で確認できるようにしてほしい。</p>		<p>第2次亀岡市教育振興基本計画は、市民や保護者アンケート等を通じて、現在の教育課題の分析を踏まえた上で、今後の亀岡市の教育の根幹となる基本理念・基本目標・基本施策の方向性を示したものとなっています。これらについては、亀岡市教育委員会や亀岡市教育振興基本計画検討会議において協議を重ね、体系だてた記述をしています。教育に求められている課題1～7に対する具体的な施策については、基本的に基本目標1～7に対応させる形で記載しているところです。また、それらの達成度を評価する指標として目標値も明記しています。</p> <p>なお、現計画で定めている施策に関する執行状況等については、外部有識者を交えた上で毎年、点検・評価を行い、ホームページ等で公開しています。新たな計画の評価についても、同様に公開します。</p>	
<p>これまで「ほっかほか心 ふるさと大好き かめおかっ子」というぼやっとしたことが書かれていたが、若者が亀岡が大好きで亀岡にいるかという、いないのが現状である。今回のめざす人間像も見直すべきである。いつまでもぼやっとしたことをやっつけても前進がない。</p>		<p>めざす人間像「ふるさとを愛し 心豊かに 未来を共にきりひろく」については、本市の総合計画や京都府の教育振興基本計画等を踏まえた上で、亀岡市教育委員会や亀岡市教育振興基本計画検討会議で議論したものです。</p> <p>ふるさと学習や体験的活動を推進することで、ふるさと亀岡のことを自分の言葉で語り、未来をきりひろき世界にはばたいた若者もふるさと亀岡を大切に想い続ける、そのような豊かな心を持った人を育てることをめざしています。また、基本目標、基本施策を示す中で具体的に推進していくこととしています。</p>	
<p>インターネット上の信頼できる情報源を適切に指導してほしい。また、ネットいじめ防止のためにも、インターネットやSNSの適切な利用法も合わせて指導してほしい。</p>		<p>本計画では、「⑥ICT教育の推進」において、情報モラル教育を行うこととしており、その中で、学校で、児童生徒の発達段階にあわせて、インターネットやSNS上の情報の取り扱いや誹謗中傷も含めた人権に関する指導及び注意喚起をしていくこととしております。</p>	
<p>中学校の完全給食の実施実現のために施設を拡充することまで書き込む必要がある。現市長は、先日ある講演会で有機野菜を給食に利用している発言したようだが、中学生は現状ではお弁当であり、食育の面で取り組みが不十分である。</p>		<p>施設の拡充等については、中学校給食の実施について調査・研究する中で、方向性を検討していきたいと考えます。</p> <p>なお、中学生を含む児童生徒の食育については、基本目標2主体的に学び、新たな課題に挑戦する力を育てる③健やかな体づくりと食育の推進で記載しております。</p>	
<p>レファレンス事例のデータベース化にあたっては、全国のレファレンス事例を公開している国立国会図書館のレファレンス協同データベースへの登録を検討してはどうか。</p>		<p>レファレンス回答を共有することは大事なことで、レファレンス協同データベースの登録も必要だと考えています。</p> <p>しかし、最終的に目指しているのは、もう1歩先のAI機能を使った、双方向の回答システムです。データベース検索だけでなく、亀岡地域や丹波地域に関する質問であれば、データベース情報やAIの情報処理能力を活用して、答えられるようにしていきたいと考えています。</p>	

<p>地域の課題についてレファレンスを受けていると思われる亀岡市立図書館についても、レファレンス協同データベースの参加館になってはどうか。あわせて、同館のデジタル資料送信サービスの参加館となり、市民の情報アクセス向上に取り組んでほしい。蔵書の充実も重要だが、新聞データベースやジャパンナレッジの導入など、市民の学習や創造の助けとなるような取り組みにも期待する。おはなし会など、子どもや保護者が楽しめるようなイベントももっとあればと思う。</p>	<p>御提案いただいた内容については、基本目標1の⑦市民力を支える図書館の充実・整備の研究の中で、研究していきます。</p>
<p>亀岡の子どもたちの学力が京都府下や全国でどのレベルにあるのか、点数が公表されていないので分からない。学力を向上させるための基本となるものがないので、対策の打ちようがない。点数を公表し、しっかり対策すべきである。</p>	<p>毎年、全国学力・学習状況調査における分析結果を公表しており、亀岡市と全国との平均正答率の比較や、分析結果からみた学力の定着・向上に向けての取組について公表しております。基本目標に関する指標の目標値においては、京都府学力診断テストの平均正答率を上回る値としており、点数の記載は必要ではないと考えています。</p>
<p>前段に「子どもたちの小学校以降の主体的な学びを支える土台となる」と書かれているが、もう少し分かるように89ページの用語解説に掲載してほしい。</p>	<p>以下のとおり、用語解説に記載します。 「忍耐力や自己抑制をする力、社交性や自信をもつこと等、このような非認知能力は、学習をする上でも必要な力となる。豊かな言語活動を促し、コミュニケーション能力を付け、遊びを通して、生活で生きて働く知識や思考する力の基礎を培うことが学びを支える土台となる能力である。」</p>
<p>「競技力の向上を図る」必要性はあるのか。学校現場に部活動を丸投げしている現状で、競技経験のない先生方にほぼ無償でお任せしている中、さらに競技力の向上まで要求することは「持続可能な部活動」と言えるのか甚だ疑問である。児童生徒が興味・関心に応じてスポーツに親しむためには、学校で管理的に部活動を強制するのではなく、教育行政として地域全体で子どもたちを育てていくことができるよう、地域のスポーツクラブや文化活動を支援していくべきである。「今回の教育振興基本計画において、国が進める部活動の外部化および地域展開に言及しなかったのはなぜなのか。亀岡市は今後も学校での部活動を続けていくというスタンスなのか。」理由があるのならはっきりと市民に示した方が理解も得やすいのではないのか。</p>	<p>部活動は、学級や学年の枠を超えて、生徒が、仲間や教師等と密接に触れ合い、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する場として、大変有意義な活動であると考えています。その活動への真摯な取組みとして、単に運動を行うというのではなく、生徒一人ひとりが、少しでも競技力を向上させるということを念頭におきながら、練習などを行うこととなると考えておりますが、生徒に負荷がかからないようにすることは言うまでもありません。 一方で、学校現場では、部活動においては、負担感を伴うことも事実であると認識しています。 亀岡市としては、持続可能な部活動の在り方については、生徒にとって充実した部活動が実施できる体制づくりに努めていきたいと考えています。 その中で、部活動の地域移行は、その選択肢の1つであると認識しており、基本目標2主体的に学び、新たな課題に挑戦する力を育てるの④体力・競技力の向上において、「持続可能な部活動と学校の働き方改革の両立を実現する」ことを目標として、外部指導員の活用を重点施策とするなど、地域移行も視野に入れた計画をしています。</p>
<p>先日、特別支援学級の説明を受けたところ、国語と算数しか基本的には対応しておらず、他の教科は普通学級に入り、ついていけなければ後でフォローすると伺った。他の市町村では、基本は国語、算数だけと決めておらず、その子の特性に応じて、様子をみながら、普通学級でも入れそうな時にだけ普通学級で授業を受けることになっている。特別支援の必要な子どもはそれぞれ特性を持っているので、あとでフォローすると言われても、到底授業についていけないであろう普通学級に入れられることは、自己肯定感を失うことにつながり、挑戦する力がつくとは思えない。また、わからない、ついていけないとわかっていながら授業を受けるというのは、子どもの心に負担になるだけで、小学校教育で心身ともに成長できるのか疑問に感じる。集団の中で発言するのが苦手な子にとってはさらに負担を強いられる。亀岡市の特別支援教育の充実について、国語、算数だけとせず、個々に応じたきめ細やかな対応をしてほしい。</p>	<p>現在、特別支援学級で受ける授業については、原則週の半分以上は特別支援学級で受けることとなっています。小学1年生の場合、今後学習の積み上げが必要になる、国語と算数を特別支援学級での学習と選択されると、週の半分以上の時間数となります。もちろん、他の教科であっても、特別支援学級で学ぶことは可能です。また、通常の学級で授業を受ける予定の教科であっても、難しい時は、その分を特別支援学級で学んだり、通常の学級で学ぶ内容を先に学んでおいて、通常の学級での学習に参加したりするなど、その児童生徒のモチベーションも大切にしながら柔軟に対応することができます。どの教科を通常の学級で学ぶかについては、年度の途中でも変更することは可能です。このような対応を引き続き実施しながら、本計画の基本施策として掲げている「特別支援教育の充実」を図り、その中に記載しています「きめこまやかな支援」を進めてまいります。</p>

<p>(教育相談体制の充実について)各所相談窓口はあり、パンフレット等で周知されているものの、体系化・連携されていない印象がある。相談する側が、まずどこに相談すればよいのか分かりにくい。特に教育と福祉の連携が取れていないために、相談者の負荷が多いように思う。相談者が分かりやすい窓口、連携の核となる部署を作ってほしい。</p>	<p>相談窓口については、児童生徒に一番関わっている担任又は学校となっております。各校で、児童生徒の学校での状況を知っている教育相談の担当や特別支援教育コーディネーターが、必要に応じて関係機関と連携することとなっております。そのことを踏まえ、基本目標2主体的に学び、新たな課題に挑戦する力を育てるの⑤特別支援教育の充実における「教育相談体制及び特別支援教育支援員の配置の充実」を「<u>学校を窓口とした教育相談体制及び特別支援員の配置の充実</u>」に修正します。</p>
<p>(特別支援教育支援員配置の充実)配置が増えなければ、個別の支援計画を作成しても、手が足りず実施には至らないように思う。指標となる個別の支援計画と連動させて増員計画、進捗状況を明示してほしい。</p>	<p>特別支援教育支援員の配置につきましては、毎年必要な支援の状況に合わせて増員をするなどして対応していますが、支援の必要な児童生徒は毎年増減があり、配置にも困難が伴うところであり、具体的な増員計画などを示すことが困難であるというのが現状です。しかしながら、本計画に記載している教育相談体制の充実などを図りながら、「児童生徒が、安心して学習や生活ができるよう個々に応じた適切な指導」を行ってまいります。</p>
<p>(通級指導教室の設置)現状の通級指導教室の利用回数では、どれだけ効果があるのか疑問に思う。また、他校通級では実際のところ、在籍校との連携は難しいのでは。(通級指導教室の利用が増え、教室を毎日運営しながら、通級担当教員が在籍校と連携を取ること自体、物理的に無理なのではないか?) クラスの人数が多い、大規模校ほど自校通級にするべきではと思う。早急な改善を望みます。</p>	<p>通級指導教室の担当者の他校との連携については、指導計画を共有したり、毎時間、指導後に学習内容等を家庭と担任が確認できるようにし、コメントを書くなどして連携をしています。また、担当者が他校に行き、集団での様子を見たり、気になるときには電話での連絡を取るようになっています。自校通級については、現状に合わせ京都府から人の配置を得ながら増設をしています。本計画でも、これまでの取組みを継続しながら、「⑤特別支援教育の充実」に記載のとおり、「通級指導教室の設置」、「関係機関の連携」などの充実を図ってまいります。</p>
<p>(関係機関との連携体制の確立)関係機関とは福祉との連携だと思いが、関係機関と略さずに具体的に示して欲しい。具体的に示すことで、福祉側からのアプローチがしやすいのでは。しかし、(教育と福祉の連携体制は、難しいとは思いますが兵庫県の取り組みのように)まずは教育側から体制として整えていってほしい。</p>	<p>特別支援教育を充実していくためには、一人ひとりの状況を的確にとらえ、適切な方法を実施していく必要がありますが、個々の特性・ニーズは、それぞれに異なります。そのため、関係機関は、多岐にわたることとなりますので、必要な関係機関としっかり連携してまいります。また、保護者の中にも様々なお考えがあるのも事実です。個々の特性・ニーズに合った、必要な時に必要な連携を考えています。それらのことを意識し、本計画においても、広い意味で「関係機関の連携」と記載しています。</p>
<p>【基本目標に関する指標】で特別支援の必要な児童生徒の個別の指導計画を作成し、その計画に基づき指導を実施している学校の割合を挙げてあるが、指導計画を作成されない子も含めた、通常の学級に在籍する学びにくさのある児童生徒の学習を支援できる体制を学校で整えてほしい。</p>	<p>通常の学級に在籍する児童生徒についても、個別の支援が必要な場合は、指導計画などを作成し、空いた時間に個別の指導を行ったり、教育支援員の配置により効果的に指導できるよう、取り組んでいるところです。そのことを踏まえ、基本目標2主体的に学び、新たな課題に挑戦する力を育てるの⑤特別支援教育の充実における「障がいのある児童生徒の特別支援教育の推進のために、」を「障がいのある児童生徒や支援の必要な児童生徒の特別支援教育の推進のために、」に修正します。</p>
<p>個々の特性に応じた切れ目ない支援体制の充実切れ目のない長期的な支援体制を整えてほしい。</p>	<p>現在の体制としての、幼稚園・保育園(所)から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校などへ、移行支援シート等を活用して、必要な支援については移行できるようにしていることを踏まえ、今後も、本計画において、「⑤特別支援教育の充実」の中で「関係機関の連携などの充実を図りながら」、「個々に応じた適切な指導を行います」と記載しています。</p>
<p>特別な支援を要する幼児児童生徒が適切な支援・指導を受けられるよう、子どもと関わるすべての教員の専門性を向上する必要がある。</p>	<p>特別支援教育は教育のベースであるので、全ての教職員は、支援を要する児童生徒の対応方法や学習方法を研修を通して学んでおり、専門性の向上を図っております。このことを継続していくためにも、「⑤特別支援教育の充実」の中に、「関係機関の連携、教職員の専門性の向上などの充実を図りながら」と記載します。</p>

<p>28ページの指標には「いじめ」という言葉が上がっているが、いじめに対してどのように取り組んでいくかということが書かれていない。亀岡市はいじめ防止基本方針を作っており、取組もされているので、もう少し計画に記載すべきである。</p>	<p>いじめへの取組については、「②生徒指導・教育相談活動の充実」の中にも記載し、他にも、人権教育や道徳教育を通して、いじめを醸成しない環境づくりにも努めているところですが、いじめ防止基本方針の中身をふまえ、②の文章に「教職員の指導力の向上」を追記し、「教育相談活動については、教職員の指導力の向上、実態把握の徹底や教育相談体制を充実し、いじめや不登校、暴力行為など児童生徒の問題行動の未然防止、早期対応、再発防止に努めます。」と記載します。</p>
<p>記載の3項目は、いずれも当然100%にしなければいけない項目である。それよりも、多様性を認めるために、研修や啓発、教育の中身で具体的なことがどの程度取り入れられたかといった項目を指標にすべきである。</p>	<p>最終的に指標とする項目については、何をしたかということより、児童生徒の中で、どのような効果があったかということ測ることが適していると考え、当該3項目を指標としております。</p>
<p>学力が府下ナンバーワンの学校をつくれれば、移住者が増え、亀岡全体のレベルも上がる。モデル校をつくることを計画の中に入れてほしい。</p>	<p>学力向上は、市全体として、全校において取り組むべき必須のことであると認識しています。「魅力と特色ある学校づくり」は、学力向上のみではなく、さらに、各学校の挑戦的、創造的な取組が進められることを図っているものです。そのような観点から、学力についてのモデル校の設置は計画しておらず、基本目標2の「①学びの充実・学力の向上」にも記載のとおり、一人ひとりの「子どもたちの確かな学力」を育むことを目指しています。</p>
<p>「地域と手をつなぎ」「特色ある学校づくり」といったことが書かれているが、学校を統合すればそれが薄まる。学校規模適正化だけが浮いているように感じる。</p>	<p>御意見を踏まえ、基本目標4魅力と特色ある学校づくりの③学校規模適正化の推進に亀岡市学校規模適正化基本方針に基づいた次の一行を加えます。 「併せて、就学前教育との連携や地域との協働を図りつつ、学校の魅力を一層高めていきます。」</p>
<p>例えば市政が目指す環境先進都市に特化し、大人になったときにその感想が述べられるような進め方が分かりやすいと思う。SDGsの幅広い分野で、亀岡を生かした教育を展開していくのがよいと思う。</p>	<p>本計画の中にも、環境学習の充実を図ることとしており、また、SDGsについても、今日的なテーマとして、児童生徒に対し学習を行うなど、積極的にこれらの教育を進めていこうとしているところです。その上で、各学校において、これらのテーマを、学年に応じて掘り下げたり、挑戦的、創造的に取り組むなど、それぞれに「魅力と特色ある学校づくり」が進められることを図っております。</p>
<p>連携はよく目にするが、接続は初めて目にするように思うので、「保幼小連携・接続の充実」としたほうがよい。</p>	<p>保幼小のつながりについては、以前は、「連携」という表現をしておりました。子どもの成長過程で、保育所等から小学校へつなぐ中で、一定達成している部分についても、重複的に教育しながら、次のステップへと進めていくという考え方をとっていました。現在は、「接続」という表現を使い、達成している部分は、できているものと評価し、再度の教育的指導は割愛し、次の進むべき段階へとつなげていくという考え方に立っています。</p>
<p>中学校給食の実施について、調査はするが再検討の余地がないということか？アンケート結果と、基本計画が大きくズレているように感じる。</p>	<p>中学校給食の実施についての御意見もいただいている状況であることから、その実施方法等について、引き続き調査・研究していくと記載しているところです。</p>
<p>教職員の働き方が社会問題となる中、教職員が、校長ではなく、直接教育委員会に意見を言うことができるしくみをつくらなければ、働き方改革は難しいと思う。そのようなしくみづくりの推進を、計画に記載すべきである。</p>	<p>教職員の働き方改革の実現は、組織として実現を図っていくものであり、教職員は校長を通じて、意見をあげていく現在のしくみが適切であると考えているため、御意見にあるようなしくみづくりについては記載しておりません。</p>

<p>亀岡市を子育て、教育であこがれのまちにするのであれば、悩みを抱えている子どもが言葉を吐き出せる場所づくりが大切である。空き教室がなければ別に造って相談員を常駐させるくらいの意気込みがなければ、相談支援の充実にはつながらない。</p>	<p>現在、亀岡市の小・中・義務教育学校では、教職員が授業だけでなく、休み時間等も、子どもたちと触れ合うように努め、悩み等を相談しやすい関係づくりに努めています。また、常駐ではありませんが、スクールカウンセラーを配置して、子どもたちや保護者の相談にも対応しています。しかし、年々相談件数が増加をしているところですので、京都府教育委員会とも連携をしながら、さらに充実した相談体制を構築していくことが必要となってきている現状を鑑み、本計画の「⑤就学援助・相談支援体制の充実」において、「体制の充実」、「支援体制を整え、みらいを生き抜く力を育む支援」と記載しています。</p>
<p>不登校やいじめなどで学校に行けない子どもの行き場がないことが問題になっているので、みらい教育リサーチセンターでどのように授業を補完し、学校に戻れる環境をどのようにつくるのか、具体的な考え方を書いてほしい。</p>	<p>これまでから適応指導教室では、教育相談や臨床心理士によるカウンセリングを通じて、一人ひとりの内面のケアとともに、様々な体験活動や遊びなどの集団活動や学習支援をとおして、自主性・集団への適応力や基礎学力を高め、自尊心の回復を支援し、授業の補完や学校復帰できる環境を整えることが必要と考え、そのための支援を行ってきたところです。改めて、その考えを示すため、基本目標5豊かな学びを支える教育環境整備の⑤就学援助・相談支援体制の充実に、次の一行を加えます。 「適応指導教室では、教育相談や臨床心理士によるカウンセリングを通じた心のケアをはじめ自主性・集団への適応力や基礎学力を育み、自尊心の回復を支援して学校復帰できる環境を整えていきます。」</p>
<p>コロナ禍の中で、市民の暮らしは大変。子どもたちも影響を受けて、健全な食生活の確保も難しくなっている。子どもたちが健康に成長し、正しい食の知識を身につけるためにも、デリバリー弁当ではなく、給食を直ちに実施することを求める。</p>	<p>中学校給食の実施についての御意見もいただいている状況であることから、その実施方法等について、引き続き調査・研究していくと記載しているところです。</p>
<p>調査・研究を推進すると書かれているが、方向性を具体的に記載すべきである。</p>	<p>中学校給食の実施に向けての実施方法等について、引き続き調査・研究していくこととなりますので、具体的な内容は現時点では記載しておりません。</p>
<p>35ページに令和8年度までの目標として「(1)1か月の時間外在校等時間45時間以上の教職員人数を50%減(2)1年間の時間外在校等時間360時間以上の教職員人数を50%減」とある。まず、「1か月の時間外在校等時間45時間」という数字の根拠は改正給特法および付帯決議に基づくものであり、あと5年でその50%という目標は低すぎるのではないか。本来ならば既に法が施行されている現在でも100%の達成を目指すべきものである。50%の目標で行くのであれば、なぜその数値目標で行くのかという根拠や、令和8年までの具体的なロードマップを市民や教職員にも示す必要があると考える。また、教職員の勤務時間が8:15から16:45であるにも関わらず、7:00頃には児童生徒が登校しており、18:00過ぎまで在校している現状がある。この理由は第一に部活動であり、特に中学校教職員の超過勤務の解消が難しい原因となっている。部活動が早くても17:00までであるため、本業であるはずの授業準備や授業改善のための教材研究を勤務時間内にこなしている教職員は皆無である。休日にも自らが顧問をする部活動はもちろん、陸上競技の大会に役員で駆け出される教員も少なくない。夜遅く帰り、休日にも家にいないとなると、子育て世代では配偶者への負担も大きくなっている。全国で年間約5000人の教職員が休職している現状で、本市の教職員の労働環境は共同事務室の充実とICT環境の活用のみで改善するだろうか。全国的に教員採用試験の倍率は年々低下しており、本府も例外ではない。亀岡市の子どもたちが社会でより良く生きるための力を身につけ、優秀な先生方に学校で働いていただくためにも、更に具体的に抜本的な働き方改革を示していただきたい。これは亀岡市の未来を占う最重要課題であると考えます。</p>	<p>教職員の長時間勤務については、早急に是正を果たす必要があり、現状の長時間勤務の実態については重く受け止めております。しかしながら、一足飛びでの実現は困難であり、計画で示している目標値については、京都府の教育振興基本計画等とも整合性を図った目標値としています。 また、教職員の働き方改革は様々な施策の側面から取り組む必要があると考えており、あくまで総合的な重点施策として基本目標5の⑥効率的・効果的な教育行政運営に記載しています。例えば、部活動への取組については、基本目標2の④体力・競技力の向上に外部指導員の活用を含む等、他の施策においても、教職員の働き方改革を踏まえた取組を含めています。</p>

<p>課題に対する具体的な施策が分かりづらい。亀岡市が目指す目標と課題と解決策を、市民に分かりやすく記載すべきである。</p>	<p>第2次亀岡市教育振興基本計画は、市民や保護者アンケート等を通じて現在の教育課題の分析を踏まえた上で、今後の亀岡市の教育の根幹となる基本理念・基本目標・基本施策の方向性を示したものとなっています。これらについては、亀岡市教育委員会や亀岡市教育振興基本計画検討会議において協議を重ね、体系だてた記述をしています。教育に求められている課題1～7に対する具体的な施策については、基本的に基本目標1～7に対応させる形で記載しているところです。</p>
<p>亀岡市子どもの権利条例は、子どもの人格形成に寄与する先進的な条例である。この条例を生かした教育がなされるべきであり、計画の中に、条例に関する記述をすべきである。</p>	<p>「基本目標3」の「①平和・人権教育の推進」の中に、「…をはじめ、<u>子どもの権利</u>、<u>LGBTQ+</u>等」と追記します。</p>
<p>マスク着用の自由化、給食中の黙食の廃止、従来の行事予定の履行(運動会や社会見学など)、音楽の授業中のアクリル板の廃止、子供同士のソーシャルディスタンスの廃止について要望する。</p>	<p>子どもたちが安全・安心して学校生活を送れるよう、また子どもたちの学びを保障し、教育活動を継続できるよう、学校では様々な感染症対策に取り組んでいるところです。新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化に対応しつつ、安全性の確保と子どもたちの学びの保障や心身の健康に向けた取組を進めていきます。</p>